

令和5年9月21日  
こ成安第118号  
こ支総第51号

各 都道府県知事 殿  
市町村長

こども家庭庁成育局長  
こども家庭庁支援局長

こども・若者の性被害防止のための地方公共団体の取組及び教育・保育施設等におけるこどもや保護者等に対する啓発等について（依頼）

令和5年7月26日「第8回性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」及び「第13回こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議」の合同会議にて、「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」が決定されました。同パッケージでは、こども・若者に対する性犯罪・性暴力の根絶を切望する社会全体の声を真摯に受け止め、その実現のため、「加害を防止する強化策」、「相談・被害申告をしやすくする強化策」、「被害者支援の強化策」の三つの強化策を掲げ、これらを速やかに実施することとしています。

各地方公共団体におかれましては、同パッケージで掲げる下記の施策について、各教育・保育施設、子育て世代包括支援センター等を通じて必要な取組が確実に実施されますようご対応をお願いします。

なお、同パッケージでは、本年の8月及び9月の2か月間を「こども・若者の性被害防止のための緊急啓発期間」とし、期間中、①加害の抑止（今般の刑法改正等の趣旨・内容等の周知徹底）、②相談窓口の周知、③こどもや若者への性犯罪・性暴力を見逃さない機運の醸成（第三者が被害に気付いたときの適切な対応、二次被害の防止等）の観点から、政府を挙げた啓発活動を集中的に実施することとしており、各地方公共団体におかれましては、関係機関・団体等も含め、この活動が広く実施されるようご理解・ご協力をお願いします。

## 記

### 1 こどもや保護者等へのプライベートゾーン等に関する教育啓発

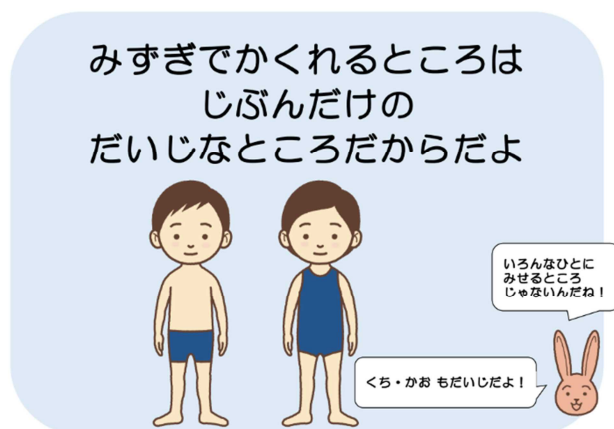
こどもは、性被害にあった場合でも、それが性被害であること自体を認識できない、認識できたとしても周囲の大人たちに被害を申告しづらいといった傾

向があると言われていています。こどもたちを性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、こども及びその保護者等に対し、「生命（いのち）の安全教育」の教材の活用等により、プライベートゾーン等について、分かりやすく、親しみやすい形での啓発を実施してください。

※ 教材等については、以下 URL からダウンロードすることができます。

「生命（いのち）の安全教育」※文部科学省ウェブサイト

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/danjo/anzen/index2.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index2.html)



生命（いのち）の安全教育 幼児向け 教材例

## 2 保護者へのこどもの性被害に関する知識等の周知

こどもの被害については、最も身近な立場にある保護者が、被害に遭ったことのサインを見逃さないこと、被害の聞き取りの過程でのこどもの記憶への影響（いわゆる「記憶の汚染」）を避けることや、速やかに専門機関に相談すること等を含め、的確に対応することが求められます。さらに、性被害がこどもに与える影響やトラウマに関する基礎的な知識を持つことも重要となります。

このたび内閣府とこども家庭庁において、保護者として身に付けることが望ましい知識等について啓発資料を作成したことから、保育所、地域子育て支援拠点事業所、母子保健、その他様々な場や機会を通じて、当該資料を配布する等により、保護者に対する周知をお願いいたします。

※ 啓発資料については、以下 URL からダウンロードすることができます。

「こどもたちのためにできること」※内閣府男女共同参画局ウェブサイト

[https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/seibouryoku/pdf/pamphlet\\_2023\\_02.pdf](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/pdf/pamphlet_2023_02.pdf)

## 【参考資料 1】

「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」（令和 5 年 7 月 26 日「第 8 回性犯罪・性暴力対強化のための関係府省会議」及び「第 13 回こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議」の合同会議決定）（抜粋）

### I 三つの強化策の確実な実行

#### 1 加害を防止する強化策

##### (4) 児童・生徒等への教育啓発の充実

- ② 小学生・未就学児やその保護者等に対し、「生命（いのち）の安全教育」の教材の活用等により、プライベートゾーン等について、分かりやすく、親しみやすい形での啓発を行うキャンペーン活動を実施する。（こども家庭庁、文部科学省）

#### 2 相談・被害申告をしやすくする強化策

##### (3) 子育て支援の場等を通じた保護者に対する啓発

- ① こどもの被害については、最も身近な立場にある保護者が、被害に遭ったことのサインを見逃さないこと、被害の聞き取りの過程でのこどもの記憶への影響（いわゆる「記憶の汚染」）を避けることや、速やかに専門機関に相談すること等を含め、的確に対応することが求められる。さらに、性被害がこどもに与える影響やトラウマに関する基礎的な知識を持つことも重要である。このため、保護者として身に付けることが望ましい知識等について、関係府省が連携して啓発資料等を直ちに作成し、学校、保育所、地域子育て支援拠点事業所、母子保健等を通じて保護者への周知を図る。（こども家庭庁、内閣府、文部科学省）

## 【参考資料 2】

性犯罪・性暴力の被害に遭われたこどもや若者が利用することのできる相談窓口として以下があります。

- ・「#8103（ハートさん）」  
都道府県警察の性犯罪被害相談電話（全国共通番号）
- ・「#8891（はやくワンストップ）」  
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（全国共通番号）
- ・「Cure time（キュアタイム）」  
性暴力に関する SNS 相談  
<https://curetime.jp/>

- 「親子のための相談LINE」  
SNS相談システム  
<https://www.cfa.go.jp/policies/jidougyakutai/oyako-line/>
- 「こどもの人権110番」  
こどもの人権に関する電話相談窓口 0120-007-110(全国共通・無料)  
<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html>
- 「SNS(LINE)人権相談」  
SNS(LINE)を利用した人権相談  
[https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03\\_00034.html](https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00034.html)
- 「こどもの人権SOS-eメール」  
スマートフォン・パソコン等から利用できるインターネット人権相談  
受付窓口  
[https://www.jinken.go.jp/soudan/PC\\_CH/0101.html](https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_CH/0101.html)